

庁内アンケート原案等に対し各委員からいただいた意見
(町民参加研究部会関係)

(1) 庁内アンケート原案についての意見

注：() 内の対応は、町民参加研究部会の考え方

① 原案どおりで良いと思います

② アンケートの標題が「寒川町自治基本条例を推進するための庁内アンケート」となっており、その内容も標題のとおりである。しかし、依頼文章にあるアンケートの目的がまちづくり推進会議の活動結果報告を具体的なものとするためとなっており、まちづくり推進会議の平成25年度計画に沿ったものであるという趣旨が伝わらないのではないか？

〔 推進会議から町に対する依頼文書内に「このアンケートは当推進会議の平成25年度計画に則ったもの」であることが分かる一文を追加しました。 〕

③ (4-2) に超高齢者社会をむかえ、高齢者の生きがい対策や社会参加の重要性が言われております。現役時代のキャリアを社会に還元したいという方々も多くおられることから、本庁並びに出先機関におけるボランティアの受け入れの有無と内容をお聞きします。

この業務は高齢者の方にボランティアであればやってもらってもよいというものがありましたら、どんなことでも結構ですのでご記入下さい。を追加して欲しい。

〔 意見のとおり変更いたしました。 〕

④ (5-2) について23年度から25年度の3か年とありますが、昨年組織改革があり大幅な配置転換が行われました。23、24年度と25年度では所属部署が違うので、回答が難しいのではないか。

〔 町の各課におけるパブリックコメントの実施件数がそう多くなく、直近3年間だけの実績としてありますので、回答いただくことは可能であると考えます。 〕

- ⑤ (6-5) 3. 必要ないとの主旨の選択肢があった方がよい。

〔ご意見を反映し、「それぞれが工夫して努力することなので必要ない。」との回答を加えることにします。〕

- ⑥ 町民活動団体アンケートを見ると、町の広報での支援を望む声が団体から寄せられているので、この質問があってもよいのではないか。

〔(7-3)に加えます。〕

- ⑦ 町民活動団体に町の支援を聞いているので、それとの関連をみる必要があると思う。町の取り組み状況を把握したほうが良いと思う。

〔(7-4)に加えます。〕

- ⑧ 町民活動団体からの要望として町が持つまちづくりの課題などの情報を分かりやすく広報することが一番多かったので、今の町の状況を調査しておくべきです。

〔(8-1)及び(8-2)を加えることで現状が把握できると思います。〕

- ⑨ 自由意見を聞いてみたい

〔今後の参考となる意見もいただけると思うので加えました。〕

(2) パブリックコメント不実施案件について

- ① この実施計画がパブリックコメントの対象になるのか解りませんでした。

〔企画政策課作成資料のなお書きにあるとおり、課自身も対象と認めていることが読み取れると思います。〕

- ② 規則第4条第1項第1号(公益上、迅速または緊急を要するもの)を適用してパブコメしなかったようですが、年間どれくらいの件数が解りませんが、この項目に多くの案件が該当するのではないのでしょうか。「寒川町パブリックコメント手続きに関する規則」に問題があるような気がします。

- ③ このようなことを今後防止する方法を提言する必要がある。
- ④ 審議会の委員さんにも自分たちの担当する計画はパブコメ手続きを得るべきであると認識していただくことが必要だと思います。

窮屈なスケジュール設定をすれば適用除外に該当するということになる
と問題なので、町の法令担当の見解も聞いて部会で対応を考え幹事会に報告
します。

(3) 議会活動への町民参加の充実についての意見

- ① 横浜市議会基本条例の意見募集と本意見照会③項のつながりがよく解りま
せんでした。

第5回町民参加研究部会の概要にも記載したとおり、本件を参考にして
寒川町民の参加機会の充実を推進会議としてどう考えるべきかお聞きした
ものです。

- ② 有志の議員さんが選挙民を対象に議会活動報告会を定期的で開催していま
すが、それ以外の議員さんは報告会を開いているのでしょうか。24年度に
第1回の議会報告会を開催、2回目の開催を再三求めたが、未だありませ
ん(5月に開催との情報あり)。議会基本条例を作るべきです。取敢えずは、
定例報告会の義務付を盛り込んだ条文等の設置が必要と思います。
- ③ 議会活動への参加も全国的な流れとしてあり、横浜市のものもその一連の
ものだと思う。条例を作成すべきだとまでは言わなくても議会活動への参
加について検討して欲しいと提言すべきである。
- ④ 議会は他の自治体の動向も把握していただいて、町民の参加機会が増える
方が良いと思います。

②～④の意見を踏まえ、部会で検討し案を作成次第幹事会へ報告する
こととします。

(案)

平成26年〇月〇〇日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町まちづくり推進会議
会長 菊地 端夫

寒川町自治基本条例を推進するための庁内アンケート
のご協力について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当推進会議では、今年度、町民参加研究部会、地域での女性の活躍の場研究部会及び熟年パワー社会還元研究部会を設置し、それぞれで抱える課題について検討してまいりましたが、本年6月末を持って任期が満了するため、この間の活動結果を貴職へご報告するにあたり、町役場の現状も勘案してより具体的な報告書といたしたいと考えております。

そこで、別添のとおり庁内アンケートを実施させていただきたく、公務ご多忙の折とは存じますが自治基本条例推進のため、アンケートの実施にご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、このアンケートは当推進会議の平成25年度計画に則ったもので、回収しました庁内アンケート結果につきましては、推進会議で議論を深めるための基礎的な検討資料としても有効に活用させていただきます。

庁内アンケート（案）

アンケートは（1）から（11）まであります。

番号で回答する項目についてはプルダウンより番号をお選びいただき、その他の項目は自由記入（表示上で枠に入りきらなくても可。）となっています。該当しない項目は空欄としてください。また、回答欄への回答入力以外に、入力やデータの変更・削除等をしてください。

課等名を記入してください。

※課等名を記入

- （1） 町民と町が適切な役割分担のもとに協力しあい、魅力的で住みよい町とするため、次のまちづくりの指針が定められています。

まちづくりの指針（条例第5条）

- 1 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり
- 2 子育て環境の整ったまちづくり
- 3 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり
- 4 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり
- 5 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり
- 6 保健と福祉の充実したまちづくり
- 7 産業が発展し活力のあるまちづくり
- 8 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

あなたの課の業務は上の1から8までのどの番号に該当しますか。（複数選択可）

※該当する指針番号の欄に1を入力してください。

指針に該当しない課については、「該当なし」の欄へ1を入力してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	該当なし

- （2） まちづくり推進会議で実施した町民活動団体アンケートでは、魅力的で住みよい町とするために一番重要なまちづくりとして、8の「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」を多くの団体があげています。そこで、8に該当する事業として、25年度においてあなたの課はどのような協働事業を実施されていますか。

現在、実施している協働事業（1事業ずつ）について、次の通り記載してください。

- ①事業名称：協働事業の名称を記入してください。
- ②協働相手：協働事業の相手方を記入してください。
- ③補助金：協働相手に町から補助金を出している場合は25年度の予算額を記入してください。
- ④あなたの課の役割：事業遂行上での役割を簡潔に記入してください。
（例）方針の策定。補助金による事業支援など。
- ⑤協働相手の役割：事業遂行上での役割を簡潔に記入してください。
（例）事業実施主体など。

指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金（H25予算額）
8			千円
1	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割

	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
2	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	
	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
3	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	
	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
4	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	
	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
5	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	
	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
6	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	
	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
7	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	
	指針番号	①事業名称	②協働相手	③補助金 (H25予算額)
	8			千円
8	④あなたの課の役割		⑤協働相手の役割	

--	--

(3) 前問の(2)以外であなたの課の25年度事業で、協働事業と言えるものがあれば記入してください。

- ①指針番号：設問(1)「まちづくりの指針1～7」の内、該当する主たるものひとつを選択。
- ②事業名称：協働事業の名称を記入してください。
- ③協働相手：協働事業の相手方を記入してください。
- ④補助金：協働相手に町から補助金を出している場合は25年度の予算額を記入してください。
- ⑤あなたの課の役割：事業遂行上での役割を簡潔に記入してください。
(例) 方針の策定。補助金による事業支援など。
- ⑥協働相手の役割：事業遂行上での役割を簡潔に記入してください。
(例) 事業実施主体など。

1	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
2	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
3	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
4	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
5	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
6	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	

7	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
8	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
9	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
10	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
11	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
12	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
13	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	

14	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	
15	①指針番号	②事業名称	③協働相手	④補助金 (H25予算額)
				千円
	⑤あなたの課の役割		⑥協働相手の役割	

(4-1) あなたの課において、今後協働事業として実施していきたいと思う事業はありますか。あれば事業内容について記載してください。特に高齢者の方々にお願いしたいものがあれば、それも記載してください。なお、(4-2)に記載したものと重複は避けてください。

(1) 既に実施決定しているものは、こちらへ事業内容と協働の相手を記載してください。

1	
2	
3	
4	
5	

(2) まだ具体になっていない構想段階のものは、こちらへ事業内容を記載してください。

1	
2	
3	
4	

(4-2) 超高齢者社会をむかえ、高齢者の生きがい対策や社会参加の重要性が言われています。現役時代のキャリアを社会に還元したいという方々も多くおられることから、本庁並びに出先機関におけるボランティアの受け入れの有無と内容をお聞きします。

この業務は高齢者の方にボランティアであればやらせてもらってもよいというものがありましたら、どんなことでも結構ですのでご記入ください。

内容を記載して下さい。

1	
2	
3	
4	
5	

(町政参加・パブリックコメントについて)

町民の意見を聞き施策に反映するため、パブリックコメントの手続きを実施していますが、提出される意見が少ない状況が続いています。そこで次の設問について回答をお願いします。

(5-1) パブリックコメント手続きの規則第5条では、広報、町ホームページやその他適当と認められる方法により町民へ周知することになっています。あなたの課ではこれまでのパブリックコメントにおいて、その他適当と認められる方法で何か実施したことがありますか。23年度から25年度の3カ年について回答をお願いします。

- 1：その他の方法も実施したことがある。
- 2：規則にある広報、町ホームページ、町施設への提出だけで実施していない。
- 3：これまでパブリックコメントを実施したことがない。

該当番号を記入してください。1の場合はその内容を右欄へ記入してください。

--	--

(5-2) パブリックコメント案の公表については、規則第6条第3項で町ホームページ、町施設のほか、第9号で町長が特に必要と認められる場所と規定されています。あなたの課では第9号の適用がありますか。23年度から25年度の3カ年について回答をお願いします。

- 1：適用したことがある。
- 2：適用したことがない。

3：これまでパブリックコメントを実施したことがない。

該当番号を記入してください。1の場合はその具体的な場所を右欄へ記入してください。

(5-3) あなたの課では規則に規定はありませんが、町民からパブリックコメント案に対し広く意見が提出されるように案の説明会を実施したことがありますか。23年度から25年度の3カ年について回答をお願いします。

1：実施したことがある。

2：規則どおり実施しているので町民や団体には実施したことがない。

3：これまでパブリックコメントを実施したことがない。

該当番号を記入してください。1の場合はパブリックコメントの名称、実施先を右欄へ具体的に記入してください。

(5-4) 現在、町の広報で単に「パブリックコメント」としているものを、「パブリックコメント(町民意見の公募)」と変えたらわかりやすくなるのではないかという意見に対してお聞きします。

1：賛成である。

2：問題があるので反対である。

3：わからない。

該当番号を記入してください。2の場合はその問題点を右欄へ記入してください。

(5-5) パブリックコメント案の概要の部分だけを自治会の回覧版で各家にまわすことで、今より町民は容易に概要を知ることができ、また町としてやろうとするものの周知が図れ、町民の関心が増すという意見に対してお聞きします。

1：賛成である。

2：問題があるので反対である。

3：わからない。

該当番号を記入してください。2の場合はその問題点を右欄へ記入してください。

(町政参加・審議会について)

町民参加による町制運営のひとつで、公募委員も参加している審議会についてお聞きします。

(6-1) 審議会で一言も発言しない委員もいるという声を聞きますが、あなたの課では公募委員や他の委員の議論によって結論を導くような審議会運営が行われていますか。

1：行われている。

2：そう努めているがなかなか難しい。

3：審議会を所管していない。

該当番号を記入してください。

(6-2) 公募委員は町民感覚の代表としての役割を求められているわけではないのですが、あなたの課では公募委員にどのような立場での発言を期待しているのか説明していますか。

- 1：事前に説明し公募委員が発言しやすくなるよう努めている。
- 2：特に説明していない。
- 3：公募委員のいる審議会を所管していない。

該当番号を記入してください。

(6-3) 公募委員以外の委員について、委嘱に際して審議会の設置目的やどのようなことを議論してもらいたいのかを説明していますか。

- 1：資料で説明している。
- 2：口頭で説明している。
- 3：特に説明していない。
- 4：審議会を所管していない。

該当番号を記入してください。

(6-4) 公募委員については、多くの町民の参加や広く人材を求めること等で1人1審議会の就任制限があります。そこで、その他の委員についても特別の事情がある場合を除き、同一人の審議会の兼任を制限したらどうかという意見に対してお聞きします。

- 1：一定の期間に開催が集中することがあるので、委員がその職務を十分果たしていけるよう兼任は2つまでとか一定の制限をしても良い。
- 2：特に問題はないので今のまま制限する必要はない。

該当番号を記入してください。

(6-5) 第3次さむかわ男女参画プランでは、女性委員の審議会登用率30%を目標にかかげていますが、進捗状況は必ずしも十分ではありません。そこで、女性の登用が進まない原因をいくつか想定し、それに応じた所管課の取り組むべき方策を指針として定め、女性の参加を促進したらどうかという意見に対してお聞きします。

- 1：指針が示されれば、それにそって努力したい。
- 2：当課は、目標は達成できているので必要ない。
- 3：それぞれが工夫して努力することなので必要ない。

該当番号を記入してください。

(6-6) 審議会における公募委員の定数は、15人以下の審議会は1人となっていますが、これを男女1人ずつの計2人としたらどうかという意見に対してお聞きします。

- 1：賛成である。
- 2：問題があるので反対である。

該当番号を記入してください。2の場合はその問題点を右欄へ記入してください。

(寄せられた意見について)

(7-1) 町民活動団体アンケートでは、「町は積極的に協働という手段を使って、課題を解決していくべき。」という意見も寄せられました。あなたの課は次のどれに該当しますか。

- 1 : そのような考え方で既に実施している。
- 2 : やりたいと思うが、相手が分からない。
- 3 : 協働で解決するような課題を抱えていない。
- 4 : やらうと思うが次のような問題がある。

該当番号を記入してください。4の場合はその問題点を右欄へ記入してください。

--	--

(7-2) 同アンケートで条例の認知度を聞いたところ、条例特集を広報した1ヶ月後のアンケートでしたが、ある程度内容も知っていると答えた方は30%でした。「自治会から町に提出した問題を聞いただけにしないで、町からの回答を広報にのせれば、私たちが読んでみたくなる広報になると思う。」という意見に対してお聞きします。

- 1 : 賛成である。
- 2 : 問題があるので反対である。

該当番号を記入してください。2の場合はその問題点を右欄へ記入してください。

--	--

(7-3) 同アンケートでは、町民活動団体から新会員の加入につながる団体の紹介など、広報による支援を望む声も寄せられました。これについて考えをお聞きします。

- 1 : 賛成である。
- 2 : 問題があるので反対である。

該当番号を記入してください。2の場合は反対の理由と対案があれば右欄へ記入してください。

--	--

(7-4) 同アンケートでは、町民のまちづくりへの参加を促進するために町として次のような取り組みが必要という意見がありました。あなたの課の事業として、事務分担上で明記されているものをお聞きします。

- 1 地域活動リーダーの育成や知識習得を目的としたセミナーを実施すること。
- 2 まちづくりを行っているグループ、団体の情報を集め情報として提供すること。
- 3 毎月の各種イベント情報を収集し、広報さむかわ以外でも広報すること。
- 4 町民が会合で集まる場所の提供に関すること。
- 5 活動上で困っていることを解決してくれる専門家を紹介すること。
- 6 先駆的または公益的な取り組みへの人的支援をすること。
- 7 先駆的または公益的な取り組みへの資金支援をすること。
- 8 まちづくりに関する情報の広報に関すること。

あなたの課の事務分担上で記載があれば該当する番号の欄に1を入力してください。(複数選択可)

※該当しない課については、「該当なし」の欄へ1を入力してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	該当なし

(7-5) 次の意見についてお考えを聞かせてください。

- ① 町づくり推進会議でいろいろな事が研究されているようだが、研究事項について報告書が提出されると思う。この報告書について職員に報告会を開催してほしい。

1：そう思う。

2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ② 条例を策定する前にもっと職員に対して研修を行ってくれば、職員も参加しもっと寒川らしい条例を作れたはずだ。

1：そう思う。

2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ③ 人への投資が大事であることは、町として当然のことであるが、職員に対してなかなかそうなっていない。

1：そう思う。

2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ④ 職員の意識の中に協働をすすめようという意識がほとんどないのではないか。

1：そう思う。

2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ⑤ これまで事業上で協働をしようとしたが、パートナーとなる担い手を見つけるのが難しかった。

1：そう思う。

2：そう思わない。

3：そのような事業を所管していない。

該当番号を記入してください。

- ⑥ 一方で今まで協働を意識していない町民に、どうやって関心を持ってもらうか、各課でも至急検討をはじめめる必要がある。

1：そう思う。

2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ⑦ 町が町民に協働と言うと「ボランティアの押しつけ」と思われがちなので、職員が目的と意識をしっかりとって町民に向きあうことが大切だと思う。

- 1：そう思う。
2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ⑧ 業務で協働に携わっていない職員もいるので、職員が協働について理解を深め、うまく協働のまちづくりを実践していける職員向けの手引書があった方がよい。

- 1：そう思う。
2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

- ⑨ 協働は説明責任と透明性が大事なので、協働した場合はその成果や今後の改善点を協働したパートナーと議論し、記録に残し、これを町民に見えるようにしておけば、次に協働のパートナーとなろうとする者も手を上げやすくなる。

- 1：そう思う。
2：そう思わない。

該当番号を記入してください。

(自治基本条例について)

- (8-1) 職員アンケートで自治基本条例の策定により、業務遂行上で意識の変化があったと考えている職員のうち約6割の方が町民への情報提供を心がけるようになったと答えています。まさに情報は求められたら出すのではなく、町民のために情報を集め、その情報使ってもらうことにより公益を実現するという考え方への変化だと思います。

また、町民活動団体アンケートでも町が持つまちづくりの課題などの情報をわかりやすく広報することが重要という意見が多く寄せられました。

そこでお聞きしますが、今年度まちづくりの課題などの情報を何か提供しましたか。(複数選択可)

- 1：町の広報さむかわを使って提供した。
2：ホームページを使って提供した。
3：町民の会合で資料提供した。
4：その他の媒体を使って提供した。

※該当する番号の欄に1を入力してください。

提供していない課については、「提供なし」の欄へ1を入力してください。

1	2	3	4	提供なし

※提供した内容を記入してください。

--

(8-2) 上記(8-1)の設問で、「1:町の広報さむかわを使って提供した。」の場合、今年度、広報紙の1ページ以上を使って提供した記事があれば、その記事の該当するまちづくりの指針番号(設問(1)参照)と広報掲載月を記入してください

※掲載した広報掲載月を選んでいただき、該当する指針番号の欄に1を入力してください。
指針に該当しないものについては、「該当なし」の欄へ1を入力してください。

広報掲載月	1	2	3	4	5	6	7	8	該当なし

(9) 条例第10条第2項で「町職員は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。」と規定し、町民として地域に積極的にかかわることが求められています。

あなたの課において現在出来ていると思いますか。(個々の職員でなく、課の職員全体として見た場合で回答してください。)

- 1: 充分出来ている。
- 2: どちらかといえば出来ている。
- 3: どちらかといえば出来ていない。

該当番号を記入してください。

--

1又は2の場合はこちら。職員さんが関わっているまちづくり活動を記入してください。

--

3の場合はこちら。出来ていない原因は何だと思えますか。原因を記入してください。

--

(10) 条例第11条「町民の責務」では、町民は、まちづくりの主体としてまちづくりに関する活動に積極的に参加するとともに、責任ある言動が求められていますが、あなたの課のまちづくり事業への参加状況はどうですか。

- 1: 充分出来ている。
- 2: どちらかといえば出来ている。
- 3: どちらかといえば出来ていない。
- 4: そのような事業を所管していない。

該当番号を記入してください。

--

3の場合は出来ていない原因を記入してください。

--

(11) まちづくり推進会議へご意見があればお聞かせ下さい。

--

以上でアンケートは終了です。

お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。

入力が終わりましたら、ファイル名を各課等の名称へ変更しデータ保存してください。なお、他課等のデータへ上書き保存しないよう注意してください。

データの保存先は次の場所へお願いします。

「000各課共通 → 260協働文化推進課 → ★自治基本条例庁内アンケート回答」